

所管部課名	商工観光部 経済政策課		担当者	松元				
事業費名称	甌島航路利用促進事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和3年度 予算額	1,682千円	国県支出金 千円	一般財源 1,682千円	その他 千円	その他の内容			
令和2年度 予算額	1,636千円	千円	1,636千円	千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	予約発券システムの利用人数（年間予約乗船者数）			25,000人	令和8年度			
成果指標②								
補助対象者	甌島航路運航事業者							
補助対象経費	予約発券システムの更新に係る経費、同システムの保守管理に係る経費、その他事業実施に必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	甌島航路における高速船の乗船について、インターネットを利用した予約が可能となり、また、乗船時の手続きが簡略化されるように予約発券システムを導入、運用する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける事業（団体）等の経過3年間の決算状況	項目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			11,241,720	100.0%	1,635,700	100.0%
						0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		11,241,720	100.0%	1,635,700	100.0%
	支出	事業費			11,241,720	100.0%	1,635,700	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
			計	0		11,241,720	100.0%	1,635,700
	支出計/前年度支出計						14.6%	
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				1		1		
成果指標の推移①				22,485		13,673		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】 【前回評価への回答】 【事業のPR方法】 【費用対効果】高速船甌島利用者の利便性向上に資するものである。 【補助事業以外の事業】 【その他】 ※令和2年度は、コロナ禍のため、利用件数は低かった。							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	高速船甌島における不特定多数の利用者の利便性向上に寄与しており、公益性がある。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	高速船甌島の利用者の利便性向上は、利用者の増加につながる可能性が高く、経営状況が厳しい運航事業者にとって必要な支援である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	システムの導入、運用は、現在のインターネットの普及の状況からニーズと合致しており、利用者の利便性向上に効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	利用者に直接対応する運航事業者がシステムを導入、運用する方が適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	高速船甌島の利用者の利便性向上には妥当な手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	システムの導入、運用に必要な経費としており、妥当性を欠くものではない。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 高速船甌島の利用者の利便性向上に資することから、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 高速船甌島の利用促進につながるよう周知を促進する。		≪まとめ≫

甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第683号）第2条の表に掲げる甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1) 事業計画書の内容が、川内甌島航路利用者の利便性向上に資するものであること

(2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること

(補助金の額)

第3条 甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

(1) システム更新に係る経費

(2) システムの保守管理に係る経費

(3) 前各号に掲げるもののほか、甌島航路高速船予約発券システム更新事業の実施に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業着手の前日までに行うものとする。

(交付の基準)

第6条 甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、予約発券システムの利用人数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の航路行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。